

保護者の皆様へ

『奈良県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例』が公布されました。



児童及び幼児のヘルメット着用は**道路交通法**

ですすでに努力義務になっています。



自転車事故の
高額賠償事例

9,521万円

※平成25年7月神戸地方裁判所

近年の自転車事故による被害者への損害賠償額の高騰化に伴い、
自転車に乗る全ての県民は令和2年4月1日までに自転車賠償責任
保険への加入が義務化されました。

第14条 自転車損害賠償責任保険等の加入等

- 3 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る**自転車損害賠償責任保険等**に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

附則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条から第15条までの規定は、令和2年4月1日から施行する。

自転車賠償責任保険に加入していますか？ チェックシートで確認しましょう。



『TSマーク』

第一種TSマーク (青色マーク)	第二種TSマーク (赤色マーク)
(3.0×5 cm)	(3.5×5 cm)

Q なぜ義務化されたの？

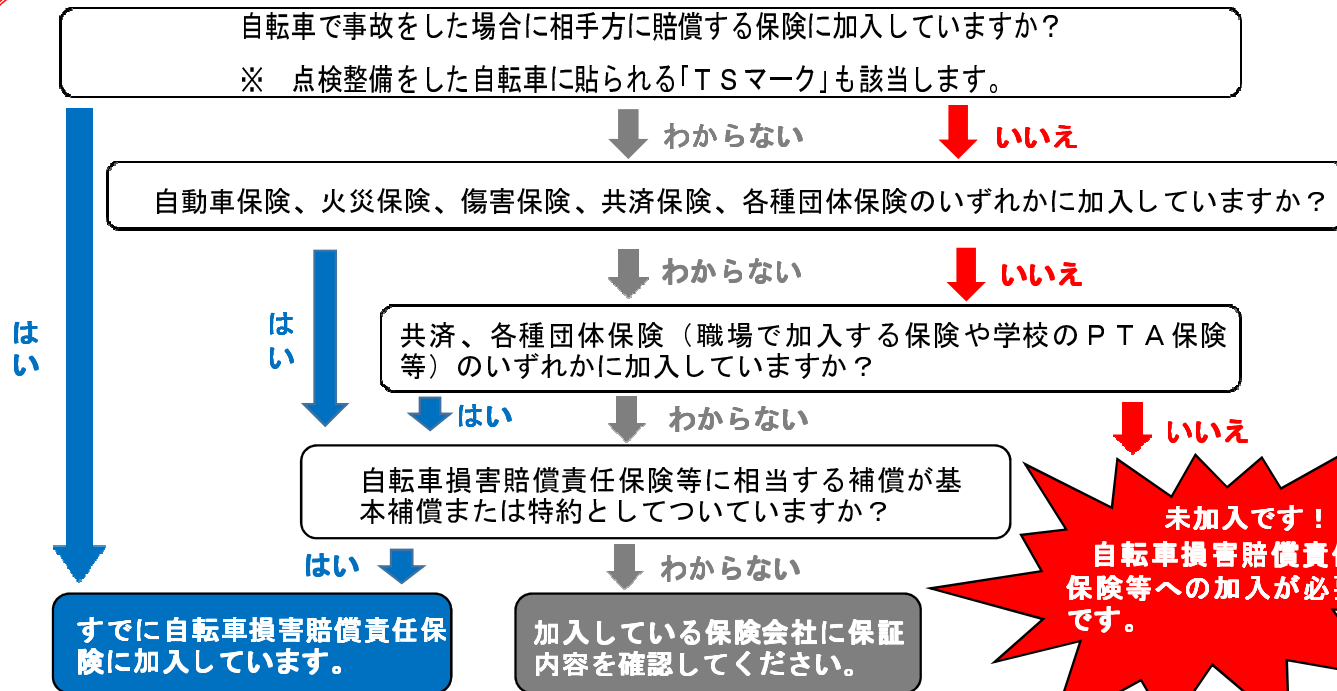
自転車事故の被害者救済や
加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

自転車保険について詳しくは

[奈良県 自転車条例](#)

[検索](#)

奈良県教育委員会事務局
保健体育課



未加入の方は **2020年4月1日** までに加入しなければなりません！